

## <介護保健勉強会の開催>

11 月度に予定していた歩こう会、「ヤビツ峠のハイキング」が、蜚の大発生で中止になったため、11 月 16 日、旭区福祉保健拠点「ぱれっと旭」にて、会員で介護支援専門員（ケアマネ）の大前美津子氏を講師にお招きして、介護保険についての勉強会を開催した。

平成 12 年に始まった介護保険制度は、18 年 4 月から、“高齢者が要介護状態になる前に地域で支える”との考え方で、「介護予防」と「地域密着型」を旗印に大巾に改定された。

勉強会では、平成 20 年 4 月から 8 月の毎週木曜日に、朝日新聞に掲載された介護に「備える」をテキストに、講師のケアマネとしての経験を基に分かりやすく説明して頂いた。

### (1) 介護保健の申請手続き

対象者：65 歳以上（介護が必要な特定の疾病では、医療保険に加入の 40 歳以上 64 歳）

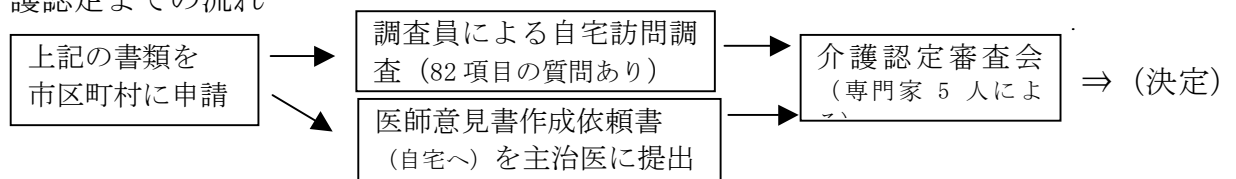
申請手続き：在住する市区町村の窓口に、本人又は家族（困難な場合は民生委員経由で地域包括センターに依頼）が申請する。

必要な書類：\* 要介護・要支援認定申請書（行政や地域包括支援センターの窓口で入手）

\* 介護保健被保険者証（65 歳になると行政から交付される）

\* かかりつけ医療機関・医師名が分かる診察券など、 \* 他に印鑑

### (2) 介護認定までの流れ



### (3) 認定結果の通知と有効期限

認定の結果は、申請から 30 日以内に市区町村から直接自宅に通知される。

認定結果に疑問のある場合は、区分変更申請（回答 30 日以内）、又は、「不服申」し立て（回答 60 日以内）ができる。

なお、認定結果の有効期限は、初回：65 日間、 2 回目以降：12 か月間 である。

### (5) 要介護度とサービスの種類

介護保健サービスを利用するには、認定の結果を基にケアプラン（介護計画）を作成しなければならない。介護保健では、利用できるサービスの種類を、介護度に応じて 7 段階に区分している。

要支援 1&2：「地域包括支援センターで、介護予防ケアプランを作成」⇒

「介護予防サービスを利用

用」

要介護 1～5：「ケアマネに依頼してケアプランの作成」⇒「介護給付サービスを利用

用」

勉強会では出席者から講師への質問だけでなく、出席者間でも活発な意見交換があり、介護保険について理解を深めることができた。

今回の勉強会は大変好評で今後も継続することとなった。 次回は 1 月上旬に開催する予定である。